



## Y C - Q S T - 2 0

**ヤングケアラー：スクリーニングと質問（ヤングケアラーを見つけ、その状況を知るために）**

1. あなたは、病気や障害をもつ家族（親、祖父母、兄弟姉妹、他の家族）と一緒に住んでいますか？

はい   
 いいえ   
 わからない

2. あなたとその人は、どういう関係にありますか（お母さん、お父さん、兄弟姉妹、祖父母、その他）？

---

3. その人が病気や障害を持つようになって、どれぐらいの期間が経っていますか？

---

4. その人がどんな病気や障害を持っているのか、知っていますか？

はい   
 いいえ   
 わからない

- 4 a. 「はい」の場合、それは何ですか？

---

5. その人の病気や障害は、医師や医療の専門家に診断されていますか？

はい   
 いいえ   
 わからない

6. その人は、その病気や障害のために、医療や社会福祉のサービス、その他の組織からサポートを受けていますか？

はい   
 いいえ   
 わからない

- 6 a. 「はい」の場合、どんな種類のサポートを受けていますか？

---

7. あなたの家族の病気や障害について、そしてそれがあなたやあなたの家庭にどんな影響を与えるかについて、医療や福祉関連のサービスやその他の組織の人が、あなたに説明してくれたことはありますか？

- はい   
いいえ   
わからない

7 a. 「いいえ」の場合、あなたはそうしてほしいと思いますか？

---

7 b. 「はい」の場合、それはあなたの役に立ちましたか？

- はい   
いいえ   
わからない

8. あなたの家族の病気や障害について、本人と話したことはありますか？

- はい   
いいえ   
わからない

8 a. 「いいえ」の場合、それはどうしてですか？

---

8 b. 「はい」の場合、それはあなたの役に立ちましたか？

- はい   
いいえ   
わからない

9. あなたは、その人の病気／障害のために、家の中で実用的なサポートをしていますか（料理、掃除、生活をまわしていくための作業を助けるなど）？

- はい   
いいえ   
わからない

9 a. 「はい」の場合、どんなサポートをしていますか？

---

---

10. あなたは、家族のために、介助タイプのサポート（入浴や着替えの介助、薬を飲ませる、移動介助など）をしていますか？

- はい   
いいえ   
わからない

10 a. 「はい」の場合、どんなサポートをしていますか？

---

---

11. あなたは、家族のために、感情面でのサポート（そばにいる、相手を笑わせようとする、元気づける、相手の抱えている問題について話すなど）をしていますか？

- はい   
いいえ   
わからない

11 a. 「はい」の場合、どんなサポートをしていますか？

---

---

12. あなたの家で、病気や障害を持つその家族をサポートしている人は他にいますか？

- はい   
いいえ   
わからない

12 a. 「はい」の場合、それは誰ですか？ \_\_\_\_\_

12 b. 「いいえ」の場合、それはなぜですか？

---

13. あなたは、これまでどれぐらいの期間、家族のサポート／ケアをしてきましたか？

---

14. あなたは一週間にだいたい何時間ぐらい、家で家族の世話をするために使っていますか？

---

15. 家族のケアをすることは、あなたが自分のために使う時間（たとえば、学校に行く、宿題をする、友達と過ごす、趣味）の量に影響しましたか？

- はい   
いいえ   
わからない

16. あなたの家族の病気や障害について、あなたがもっと理解できるよう、誰かに手伝ってもらいたいですか？

- はい   
いいえ   
わからない

17. あなたがほしいと思うようなサポートや手助けはありますか？

- はい   
いいえ   
わからない

18. どんなサポートや手助けがほしいか、教えてください。

---

**あなた自身について：**

19. あなたは何歳ですか？ \_\_\_\_\_

20. あなたは、 男性 女性

## YC-QST-20に関するガイダンス 医療・福祉・教育の専門職や研究者のための解説

この質問は、病気や障害のある家族のインフォーマルなケアをしている子どもたちを見つきたいと考えている、研究者、医療関係者、福祉関係者が使うようデザインされています。すなわち、慢性的な病気や精神的な問題、障害を持つ家族（親や祖父母、きょうだいなど）と一緒に住み、家でその家族のケアをしている可能性のある子どもたちに対して、スクリーニングの道具として使われることを目的としています。この質問紙はまた、子どもたちが、自分の家族の病気や障害、自分のケア責任がどんなものか、その責任の程度、ケアラーとしての自分のニーズについて、どれくらい理解しているかを測ることも目的としています。この質問紙によってヤングケアリングが発見された場合には、さらに、子どもたちの生活におけるケアの程度と影響を確かめるための、他の測定シートもご利用できます。

この質問紙（YC-QST-20）は、以下のような使い方もできます：

- ・ある一定の地域（行政が担当する区域、市、郡、州など）で、ヤングケアリングがどれほど起こっているのかに関する統計データを出すための基準として使う。
- ・医療や福祉、教育の専門職が、ヤングケアラーを見つけ、その支援のニーズを知るために、適宜作り替えて使う。
- ・子どもたちがその病気や障害についてどの程度理解しているか、また、その病気や障害を持つ家族へのケア提供において自分の果たしている役割をどの程度理解しているかについてのデータや情報を得るため、適宜作り替えるなどして使用する。たとえば、質問項目は、病気や障害一般を広く扱うよりも、成人の精神的問題や親の精神疾患に焦点を絞れるように作り替えてもかまわない。
- ・ケアラーとしての子どもの役割とニーズを知り、（子ども自身からの）要請があった時に医療や社会福祉のサービスに適切な申請ができるよう、学校で自己記入質問として使う。

これまでの研究からは、長期の病気や障害を持つ家族（特に一人親家庭の親）と一緒に暮らすことは、子どもが不適切なレベルのケア責任を引き受けることにつながる場合があると示されています<sup>i</sup>。特に、ケア役割が長期に及び、それがその子の年齢や成長の度合いに釣り合っていない時には、こうした状況は、子どもの生活（たとえば、その子の心理的社会的発達、教育、身体健康など）に不利な影響を与えることがあります。この質問紙は、イギリスのヤングケアラー研究グループ（YCRG：Young Carers Research Group）<sup>ii</sup>が過去20年以上にわたって用い十分に試行した研究方法に基づいて、ヤングケアリングに関するスクリーニングの質問として、デザインされています。以下の解説を参照しながら使用し、理解を深めて下さい。

## YC-QST-20：専門職のための説明

**質問1-2**は、子どもたちが障害や病気のある家族と一緒に住んでいるか、その人は親なのか兄弟なのか祖父母なのかそれとも他の人であるのかを明確にするための質問です。これまでの研究では、子どもたちは、慢性的な病気や障害を持つ親をケアする傾向が強く、一人親家庭でその親に病気や障害がある場合には、高いレベルのケアを提供する可能性があると示されています。ヤングケアリングのスクリーニングをする時には、病気や障害を持つ親や家族と一緒に住む子どもはケアをしていると想定してはいけません。親の病気や障害は、子どもがケアを担う状況を引き起こす可能性があるきっかけとしてのみ見られるべきです。普通、ヤングケアリングは、病気や障害のある大人が親としての役割を果たすことへの支援において、適切な医療や福祉のサービスがなかったり効果的でなかったりする場合に起こります。

**質問3**は、家族の病気や障害がどれほど続いているかを明確にするための質問です。研究では、親の病気や障害は、ヤングケアリングを引き起こすきっかけになることが示されています。特に、親が親としての役割を果たすための効果的な支援の提供という点で、支援サービスがなかったり適切でなかったりする時には、その傾向が顕著に見られます。

**質問4、4a、5**は、子どもたちが、自分の家族の病気や障害がどのようなものか、医学的な視点からだけでなく、子どもとしての視点から、どこまで理解しているか（したがって、病気や障害の医学的診断がある場合（質問5）、子どもたちがそこから何を理解しているか）をはっきりさせるためのものです。研究では、親の病気や障害の影響を受けた家庭で暮らす子どもたちは、病気や障害を持って生きる家族のケアやサポートをしている場合ですら、その病気や障害の診断や予後について、わずかな理解しかしていないことがよくあると示されています。質問4に対する「いいえ」の回答は、家族の病気や障害によって影響を受けた子どもたちに、その年齢に合った情報提供をする必要を示唆しています。

**質問6-6a**は、病気や障害のある家族に提供されている支援サービスのタイプを明確にするためのものです。研究からは、病気や障害のある親（や同居家族）に適切な医療や福祉のサービスがなければ、子どもたちは、自分自身の健康や幸せに不利な結果をもたらすような、不適切なレベルのケア役割を引き受ける可能性がかなり高くなることが示されています。質問6への「いいえ」の回答は、病気や障害のある親／家族の支援ニーズだけでなく、家族全体のニーズを理解し公的に査定するという、総合的なアプローチが必要であることを示唆しています。

**質問7-7b**は、子どもたちが、自分の家族の病気や障害、支援ニーズについて、医療や福祉の専門職との話し合いに含まれているかどうかを明確にするためのものです。研究では、医療や福祉の専門職はしばしば、大人の患者／サービス利用者の親としてのニーズを見落としてしまい、病気や障害を持つ親（または同居家族）の支援ニーズについての話し合いの中に、子どもを含めないことが多いと示されています。質問7や質問7bに対する「いいえ」「わからない」という回答は、献身的な子どもへの支援の提供や、ヤングケアラーと家族のニーズの両方のアセスメントが必要であることを示しています。それは、子どもの権利アプローチ（特に、参加と相談に関する子どもの権利。たとえば、国連の「子どもの権利条約」第12条）に裏打ちされています。質問7、質問7bに対して「はい」の回答がなされたなら、子どもたちが役立つと思った支援のタイプと、なぜそれが子どもたち（や家族）にとって役立つのかという理由に関して、さらに子どもと話し合うことが求められます。

**質問 8-8 b**は、子どもたちが病気や障害を持つ親（や家族）と、病気や障害について、どれほどコミュニケーションができているかを明確にするための質問です。これまでの証言からは、子どもたちは、自分の親や家族と病気や障害についてオープンに正直に話すことができる時、そしてそうすることが奨励されている時、これらの病気や障害にずっとよく対処できることが明らかになっています。この質問に対する「いいえ」や「わからない」の回答は、家族の生活に影響を与えている病気／障害の問題について、家族の中でもっと良いコミュニケーションができるよう、手助けする介入が必要であることを示しています。質問 8-8 b に対して「はい」の回答がなされたなら、家族と病気や障害について話したことがどう役立ったかについて、さらに子どもと話し合うことが求められます。

**質問 9-12 b**は、その子が病気／障害のある家族のために家でケアを提供しているか、その子が負っているケア責任はどんなものか、その子はケア提供の責任を一人で負っているのかどうかを明確にするための質問です。子どもたちは必ずしも、自分のことをケアラーとみなしていたり、ケア責任の範囲を認識していたりするわけではありません。こうしたケア責任は、少しずつ引き受けていったものだったり、いつもの家族生活の一部として子どもたちの日々の活動の中に組み込まれてしまっていたりすることも多いからです。子どもたちの中には、自分が担っている実用的な作業をケアと認識している子もいるかもしれませんが、それでも、自分が家族に提供している感情面のサポートについては、同様にケアととらえているとは限りません。精神的な問題や精神疾患を持つ親／家族に、子どもたちがより高度な感情面のサポートを行う可能性も高くあります。質問 9、10、11 に対する「はい」の回答（もしくは、「はい」と「いいえ」の組み合わせ）と質問 12 に対する「いいえ」の回答は（特に、質問 3 と質問 13 への回答と合わせて、親／家族の病気や障害とケア活動が長期化すると示していると考えられる時には）、家族全体のニーズに関するアセスメントと同様に、ケアを行う子どもたちについての十分なアセスメントをする必要を示しています。子どもたちが担っているケア内容のタイプをはっきりさせることも重要です。それは、子どもたちが、子どもとしての自分の生活の他の面（人づきあい、趣味、学校の課題など）に集中できる力（と使える時間）に大きな影響を及ぼすことがあるからです。質問 9、10、11 に対する「わからない」の回答は、病気や障害の影響を受けた家族における子どもたちの役割や活動がどんなものか、そしてその範囲について、さらに訊いてみる必要を示しています。その家族にインフォーマルなケアを提供する上で、他の人も関わっているのかもしれませんが。

**質問 13-14**は、子どもたちがケアを提供してきた期間を明確にするためのものです。研究では、子どもたちの人生の早い時期にケアが発生し、それが長期にわたりその子の年齢や成長の度合いに不釣り合いなものであった場合（後者は、質問 9 a、質問 10 a、質問 11 a への回答と、質問 12 に対する「いいえ」の回答からも確認できます）、子どもたちは、自分の健康や幸せ、自己評価において、不利な結果を経験することが多いと示されています。特に、子どもたちが支援なしでケアを 2 年以上続けた場合、こうした影響はより深刻になりうることも報告されています。質問への回答が、子どもが病気や障害のある親や家族と同居し他の支援なしに長い期間サポートを提供してきたことを示す場合、家族全体のアセスメントと同様にヤングケアラーのニーズのアセスメントをすぐに開始するべきでしょう。

**質問 15**は、ケアが子どもたちに与えている影響を明確にするための質問です。研究では、ケアは子どもたちに、心理的社会的発達、教育経験、身体や感情面の健康、大人への移行などにおいて、多くの不利な影響を与えることがあると示しています。それは特に、ケアを開始した時期が早く、ケアが長期にわたり（質問 13）、子どもの年齢や成長の度合いに

不釣り合いである場合（上記参照）に、当てはまります。質問15への「はい」の回答は、子どもが長期にわたって不適切なレベルのケア役割を担うことがないよう、ヤングケアラーへのアセスメントと支援サービスの提供が必要であることを示しています。ケアはまた、子どもや子どもと家族の関係にプラスの影響を持つこともあります。質問15に「はい」（または「わからない」）と答えた子どもにケアが与えている影響がどんなものであるかをより具体的に確認するためには、さらなるアセスメントがなされる必要があります。

**質問16-18**は、子どもが子どもとして（病気や障害のある家族と住む子どもとして）、そしてケアラーとして、必要とするかもしれないサポートがどんなものかを明確にするための質問です。家族の病気／障害や自分の幅広い支援ニーズに関する子どもの希望や言うことに基づいて、子どものニーズを子どもの視点から理解することが大切です。

**質問19** 子どもが家族の中のケア役割に引き込まれるかどうか、また、その引き込まれ方に関して、ジェンダーは重要な要因となっています。研究は、ケアがかなりジェンダー化された活動になることを示しています。たとえ年上の兄弟がケアできる状況であったとしても、女の子のほうが、他の家族メンバーによって、病気や障害のある親やきょうだいのケアをする役に選ばれたりそれを担うことにされたりする可能性が高いのです。女の子がケアを提供する時、特にそれが長期にわたり（つまり2年以上続き）その子の年齢や成長の度合いに不釣り合いなものである時には、その子たちは、自分を低く評価するようになり、活動力が減退してしまったりする可能性が高くなります。しかし、ヤングケアリングは、ケアラーになりそうな人が“いるかどうか”によっても決まります。そのため、インフォーマルなケアを提供できる人やそれをしようとする人が誰もいない時には、男の子も女の子と同じぐらい、ケア役割に引き込まれる可能性があります。

**質問20** 研究では、インフォーマルなケアを提供している子どもたちの平均年齢は12歳であることが示されています。ケアを始めたのが早期であることやケアが長期（2年以上）にわたることは、子どもたちが、心理的社会的発達や学業成績や大人への移行などにおいて、深刻な結果を経験することにつながりうることも知られています。

注：この文書で参照された研究データは、YCRGのウェブサイトから御利用頂けます。  
(<http://www.ycrg.org.uk/publications.html>と  
[http://www.ycrg.org.uk/downloadable\\_publications.html](http://www.ycrg.org.uk/downloadable_publications.html)をご覧ください)

この文書と、YC-QST-20質問シートの使用に関する著作権についてさらに詳しくお知りになりたい方は、以下までご連絡下さい。

Professor Jo Aldridge  
Director, Young Carers Research Group  
Department of Social Sciences  
Loughborough University  
Loughborough, Leicestershire  
UK

- 
- i ヤングケアリングに関する研究はイギリスで 1990 年代初頭に始まり、当時からの多くの量的質的調査による証拠が、イギリスにおける医療、社会福祉、教育の政策と実践に情報を提供しそれらを形作ってきました。その結果、ヤングケアラーは、ニーズについてのアセスメントを受ける権利を持ち、さまざまなサービスにアクセスできるようになりました。そうしたサービスの中には、イギリス各地で活動している多くのヤングケアラー・プロジェクトが提供するヤングケアラー専用のサービスも含まれています。
- ii [www.ycrg.org.uk](http://www.ycrg.org.uk) を参照のこと。

---

---

## 法令文書

---

---

2015 No. 527

子どもと若者， イングランド

2015年ヤングケアラー（ニーズに関するアセスメント）法律施行規則

作成	2015年3月4日
国会提出	2015年3月6日
発効	2015年4月1日

教育省大臣は、1989年子どもに関する法律<sup>(a)</sup>第17ZB条(8)によって与えられた権限を行使して、以下の法律施行規則を制定する。

引用と開始

1. この法律施行規則は、「2015年ヤングケアラー（ニーズに関するアセスメント）法律施行規則」と引用され、2015年4月1日に発効する。

全体的な要件

2. — (1) 地方自治体は、ヤングケアラーのニーズに関するアセスメントを、関係するヤングケアラーのニーズと状況につり合った適切な方法で実施しなければならない。

(2) アセスメントを実施する際には、地方自治体は、特に次の事項を考慮しなければならない。

- (a) ヤングケアラーの年齢と理解力、家族の状況
- (b) ヤングケアラーの希望、気持ち、選好
- (c) ヤングケアラーが提供している（又は提供しようとしている）ケアに関する、ヤングケアラーとヤングケアラーの両親とケアされている者の意見の違い
- (d) ヤングケアラーがアセスメントに求める成果

(3) 地方自治体は、(4)項に挙げられた人物に、アセスメントに効果的に臨めるようにする上で必要と思われるアセスメントの方法と様式についての情報を提供しなければならない。

(4) (3)項で言及されている人物は以下の通りである。

- (a) ヤングケアラー
- (b) ケアされている者
- (c) ヤングケアラーの両親
- (d) ヤングケアラー又はヤングケアラーの親がアセスメントへの参加を要請した者

---

<sup>(a)</sup> 1989年c.41。第17ZB条は、2014年子どもと家族に関する法律(c.6)第96条第1項により挿入された。

(5) 地方自治体は、合理的に実施できる限り、情報を、アセスメントに先立って、ヤングケアラーが内容を理解できるような様式で提供しなければならない。

#### 訓練、専門知識、助言

3. — (1) 地方自治体は、ヤングケアラーのためにそのニーズに関するアセスメントを実施する者が、以下の条件を満たしていることを保証しなければならない。

- (a) 適切に訓練を受けていること
- (b) アセスメントを実施できる十分な知識と能力を持っていること
- (c) ヤングケアラーの年齢や性別や理解力など、ヤングケアラーの状況に照らしてアセスメントを実施するのに適切な人物であること

(2) ヤングケアラーのニーズに関するアセスメントを実施する地方自治体は、以下のことを求められる。

- (a) ヤングケアラーに関する専門性と知識を持った者に相談するのが適切であると思われる時には、そのようにしなければならない
- (b) ヤングケアラーやケアされている者の支援についてのニーズに関して実施された他のアセスメントが関連していると思われる時には、それらを考慮しなければならない

#### ヤングケアラーのニーズに関するアセスメント

4. — (1) この法律施行規則は、地方自治体がヤングケアラーのニーズに関するアセスメントを実施する際に適用される。

(2) 地方自治体は、以下の事柄を明確にしなければならない。

(a) ヤングケアラーが提供している（又は提供しようとしている）ケアの量と性質とタイプ

(b) ケアをされている者の福祉を維持するために、このケアが、親族を含む家族に、どの程度依存しているか（又は依存することになるか）

(c) ヤングケアラーが提供している（又は提供しようとしている）ケアは、ヤングケアラーの福祉や教育や成長に影響を与えているかどうか

(d) ヤングケアラーがケアを提供する時に行なっている（又は行なおうとしている）作業のどれか一つでも、ヤングケアラーの年齢や性別や希望や気持ちといったすべての状況に照らして、ヤングケアラーが行なうのに過度なあるいは不適切なものになっていないか

(e) ヤングケアラーの支援へのニーズの中で、サービスを以下の者に提供することによって解消されるものはあるか。

(i) ケアを受けている者

(ii) ヤングケアラーの他の家族成員

(f) ヤングケアラーがケアを提供する時に行なっている（又は行なおうとしている）作業の一部またはすべてから解放された場合、ヤングケアラーの支援へのニーズはいかなるものになるか

(g) ヤングケアラーやケアを受けている者の支援へのニーズに関する他のアセスメントが実施されたかどうか

(h) ヤングケアラーが要支援児童であるかどうか

(i) アセスメントの結果として取られることになる行動

(j) 将来の見通しに対するアレンジメント

(3) 地方自治体は、ヤングケアラーの家族のニーズが、ヤングケアラーやその家庭の子どもたちの幸福に、特にその学力と個人の感情面の発達に与える影響を考慮しなくてはならない。

(4) 地方自治体は、(1) (g) の段落に記載され実施された、すべてのアセスメントを考慮に入れなくてはならない。

(5) 地方自治体は、ヤングケアラーのニーズに関するアセスメントを、ヤングケアラーやケアされている者やヤングケアラーの家族成員のニーズおよび支援に関する他のアセスメントと組み合わせて良いかを考慮しなければならない。

(6) 地方自治体は、ヤングケアラーの友人や家族を見出し、その人たちがヤングケアラーがアセスメントに求める成果を満たすのにどう貢献できるかどうかを考慮しなくてはならない。

(7) この法律施行規則において、「福祉 (well being)」は、2014 年ケアに関する法律の第一部の中における意味と同じ意味を持つ。

**2015 No. 527**

**CHILDREN AND YOUNG PERSONS, ENGLAND**

**The Young Carers (Needs Assessments) Regulations 2015**

*Made* - - - - - *4th March 2015*

*Laid before Parliament* *6th March 2015*

*Coming into force* - - - *1st April 2015*

The Secretary of State for Education makes the following Regulations in exercise of the powers conferred by section 17ZB(8) of the Children Act 1989(a).

接与引

**Citation and commencement**

1. These Regulations may be cited as the Young Carers (Needs Assessments) Regulations 2015 and come into force on 1st April 2015.

**General requirements**

2.—(1) A local authority must carry out a young carer's needs assessment in a manner which is appropriate and proportionate to the needs and circumstances of the young carer to whom it relates.

(2) In carrying out the assessment, the local authority must, in particular, have regard to—

- (a) the young carer's age, understanding and family circumstances;
- (b) the wishes, feelings and preferences of the young carer;
- (c) any differences of opinion between the young carer, the young carer's parents and the person cared for, with respect to the care which the young carer provides (or intends to provide); and
- (d) the outcomes the young carer seeks from the assessment.

(3) The local authority must provide the persons listed in paragraph (4) with such information about the manner and form of the assessment as the local authority consider necessary to enable the persons to participate effectively in the assessment.

(4) The persons referred to in paragraph (3) are—

- (a) the young carer;
- (b) the person cared for;
- (c) the young carer's parents; and
- (d) any other person whom the young carer or a parent of the young carer requests should participate in the assessment.

---

(a) 1989 c.41. Section 17ZB was inserted by section 96(1) of the Children and Families Act 2014 (c.6).

(5) The local authority must, so far as reasonably practicable, provide the information prior to the assessment, and in a format which is accessible to the young carer.

### **Training, expertise and consultation**

**3.—**(1) A local authority must ensure that any individual carrying out a young carer's needs assessment on their behalf—

- (a) is appropriately trained;
- (b) has sufficient knowledge and skill to be able to carry out that assessment; and
- (c) is an appropriate person to carry out the assessment having regard to the young carer's circumstances, in particular the young carer's age, sex and understanding.

(2) A local authority carrying out a young carer's needs assessment must—

- (a) consult persons with expertise and knowledge in relation to the young carer, where they consider it appropriate to do so; and
- (b) have regard to any other assessment which has been carried out in relation to the needs for support of the young carer or the person who is cared for and which the authority consider to be relevant.

### **The young carer's needs assessment**

**4.—**(1) This regulation applies where a local authority is carrying out a young carer's needs assessment.

(2) The local authority must determine—

- (a) the amount, nature and type of care which the young carer provides (or intends to provide);
- (b) the extent to which this care is (or will be) relied upon by the family, including the wider family, to maintain the well-being of the person cared for;
- (c) whether the care which the young carer provides (or intends to provide) impacts on the young carer's well-being, education and development;
- (d) whether any of the tasks which the young carer is performing (or intends to perform) when providing care are excessive or inappropriate for the young carer to perform having regard to all the circumstances, and in particular the carer's age, sex, wishes and feelings;
- (e) whether any of the young carer's needs for support could be prevented by providing services to—
  - (i) the person cared for, or
  - (ii) another member of the young carer's family;
- (f) what the young carer's needs for support would be likely to be if the carer were relieved of part or all of the tasks the young carer performs (or intends to perform) when providing care;
- (g) whether any other assessment of the needs for support of the young carer or the person cared for has been carried out;
- (h) whether the young carer is a child in need;
- (i) any actions to be taken as a result of the assessment; and
- (j) the arrangements for a future review.

(3) The local authority must consider the impact of the needs of the young carer's family on the well-being of the young carer and any child in that family and, in particular, on their education and personal and emotional development.

(4) The local authority must take into account any assessment of the kind described at paragraph (1)(g) which has been carried out.

(5) The local authority must consider whether to combine a young carer's needs assessment with any other assessment of the needs for support of the young carer, the person cared for, or a member of the young carer's family.

(6) A local authority must identify the young carer's friends and family, and consider how those persons can contribute to meeting the outcomes which the young carer seeks from the assessment.

(7) In this regulation, "well-being" has the same meaning as in Part 1 of the Care Act 2014(a).

*Edward Timpson*  
Parliamentary Under Secretary of State  
Department for Education

4th March 2015

### **EXPLANATORY NOTE**

*(This note is not part of the Regulations)*

These Regulations are the first to be made under section 17ZB of the Children Act 1989.

Section 17ZA of the Children Act 1989 imposes a duty on local authorities to assess whether young carers in their area have needs for support and, if so, to assess what those needs are. These Regulations make further provision about how the local authority must carry out that duty.

Regulation 2 provides that a local authority must carry out the assessment appropriately and proportionately and must provide information about the manner and form of the assessment so far as reasonably practicable before it takes place.

Regulation 3 requires a local authority to ensure that a person carrying out the assessment on their behalf is appropriately trained and has sufficient knowledge and skill to carry out that assessment. A local authority must consult others with expertise and knowledge in relation to the young carer, as they think appropriate, and must have regard to any other assessment which may have been carried out in relation to the young carer or the person cared for and which the local authority consider to be relevant.

Regulation 4 prescribes the matters which the local authority must consider or determine when carrying out the assessment.

An impact assessment has not been produced for this instrument as no significant additional burdens on the voluntary or private sectors are foreseen.

---

© Crown copyright 2015

Printed and published in the UK by The Stationery Office Limited under the authority and superintendence of Carol Tullo, Controller of Her Majesty's Stationery Office and Queen's Printer of Acts of Parliament.

---

(a) 2014 c.23.